



特定商取引に関する法律の一部を
改正する法律の概要について
～訪問購入規制の導入～

平成25年2月(第4版)

消費者庁 取引対策課



1. 特定商取引法の概要

- (1) 特定商取引法の概要
- (2) 特定商取引法の改正の変遷
- (3) 特定商取引法の改正の背景

(1) 特定商取引法の概要

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律。

1. 本法律の対象となっている取引類型

(消費者が自ら求めないのに、販売の勧誘を受ける)

1. 訪問販売

自宅等への訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)等

2. 電話勧誘販売

電話で勧誘し、申込を受ける販売

(事業者と対面して商品や販売条件を確認できない)

3. 通信販売

新聞、雑誌、インターネット等の広告による場合など、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売

★訪問販売、電話勧誘販売、通信販売は原則すべての商品・役務が対象

(長期・高額を負担を伴う)

4. 特定継続的役務提供

長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引(エスエ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室が対象)

(ビジネスに不慣れな個人を勧誘する)

5. 連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売

6. 業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を買って金銭負担を負わせる取引

(消費者が自ら求めないのに、購入の勧誘を受ける)

7. 訪問購入(平成25年2月21日施行予定)

消費者の自宅等を訪問し、物品を購入するいわゆる「押し買い」

2. 法律の内容

①行政規制

被害拡大防止のためルールが設けられ、法違反に対しては、指示命令、業務停止命令といった行政処分又は罰則の適用がある。

i) 氏名等の明示の義務づけ

勧誘開始前に目的や事業者名などを消費者等に告げることを義務づけ

ii) 不当な勧誘行為の禁止

不実告知(虚偽説明)、重要事項の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為等を禁止、再勧誘の禁止、迷惑勧誘等の禁止

iii) 広告規制

- ① 広告に重要事項の表示を義務づけ(通信販売では返品特約等)
- ② 虚偽・誇大な広告を禁止
- ③ 請求や承諾なしに電子メール広告を送信することを禁止

iv) 書面交付義務

契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ

v) 告知義務

訪問購入業者は、クーリング・オフ期間は物品の引渡しを拒むことができる旨告げることを義務付け

②民事ルール

行政規制とは別に、消費者自らが自力救済を図るために、消費者による契約の解除などの民事ルールが設けられている。

i) クーリング・オフ

契約後一定の期間(訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入は8日間、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日間)、無条件で解約することが可能。

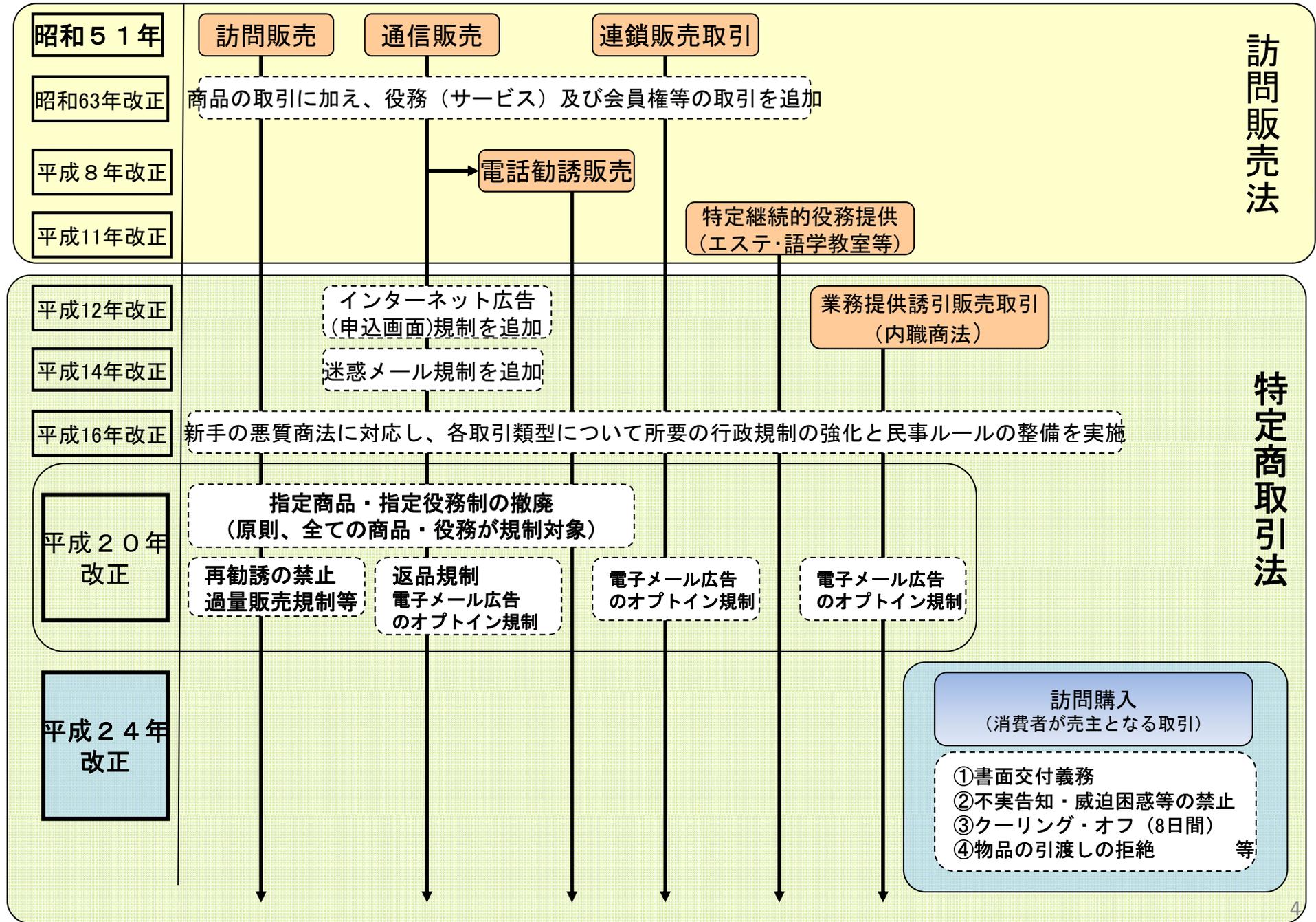
訪問購入では、クーリング・オフ期間中物品の引渡しを拒むことが可能。

ii) 中途解約・過量販売解除

特定継続的役務提供・連鎖販売取引では、クーリング・オフに加えて、将来に向かって契約解除が可能(中途解約)。

訪問販売では、購入者にとって特別の事由なく、通常必要とされる分量を著しく超える契約をした場合、解除が可能(過量販売解除)

(2) 特定商取引法の主な改正の変遷



(3) 特定商取引法の改正の背景

経緯

- 内閣府行政刷新会議による規制仕分け(平成23年3月7日) 「法的措置についても早急に検討」(評価結果)
- 「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定) 「貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するための法的措置について、…平成23年度中に検討・結論を得ること」
- 貴金属等の訪問買取りに関する研究会(消費者庁の研究会として、学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成) 中間とりまとめ(平成23年12月9日) 「特定商取引法の改正により対応すべき」
- 消費者から各消費生活センターに寄せられる、訪問購入に関する相談件数の増加が顕著になった。

トラブルの現状

一昨年度から今年度にかけて、貴金属等を中心に、訪問購入に関し、消費者から各消費生活センターに寄せられる相談件数が激増。

<貴金属等の訪問購入のトラブルの主な事例>

【解約を受け付けない旨の書面を理由に解約を拒否する業者】

昨日、金の買い取りをすると自宅に業者から勧誘の電話があった。今まで何度も電話があり全て断っていたが、昨日は、金のグラムを測るだけで良いからと言われ来訪を承諾した。金のネックレスを見てもらい、不要なネックレスであるため深く考えずに買い取りを承諾し代金を受け取った。しかし、知人から他の買取業者に比べて買い取り価格が安いと言われた。契約から4時間後に電話して、契約を解約しネックレスを返品してほしいと伝えたら、「解約は受け付けないと説明し、その旨を書いた書面にも印鑑を押しているので解約には応じられない」と言われた。クーリング・オフできないか。

○ 相談者の属性としては、**女性(86%)や高齢者(60代以上、62%)が多い**という状況(数字は平成22年度のもの。「貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間とりまとめ」より)。

<PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)での相談件数>

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
30	69	138	2,424	4,142

(参考)PIO-NET

全国消費生活情報ネットワーク・システム(Practical Living Information Online Network System)の略称。国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステム。

2. 改正法の概要

- (1) 訪問購入の定義について
- (2) 規制の対象について
- (3) 行為規制等について
 - ① 勧誘に係る行為規制
 - ② 物品の引渡しに係る行為規制
 - ③ 物品の引渡しに係る通知
 - ④ 解約妨害に係る行為規制
 - ⑤ 取引の適正化に係る行為規制
- (4) 民事規定(クーリング・オフ等)について
- (5) 担保規定(①行政処分 ②罰則)
- (6) その他の規定について

(1) 訪問購入の定義について

法第58条の4

○この章(「訪問購入」に係る章)及び第58条の24第1項(訪問購入に係る差止請求権)において「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者(以下「購入業者」という。)が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品(当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品又はこの章の規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品であって、政令で定めるものを除く。以下この章、同項及び第67条第1項(主務大臣についての規定)において同じ。)の購入をいう。

【参考】省令

第1条 特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第一号の主務省令で定める場所は、第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものとし、法第五十八条の四において定める場所は第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものとする。

一 営業所

二 代理店

三 露店、屋台店その他これらに類する店

四 前3号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの

五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの

六 自動販売機その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所

(2) 規制の対象について

訪問購入によって取引される「すべての物品」が本改正法の規制対象となる。

ただし、以下の要件を満たすものとして政令で定める物品については対象外。

- ① 当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品
又は
- ② この章の規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品

【参考】政令

第16条の2 法第五十八条の四の政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 自動車(二輪のものを除く。)
- 二 家庭用電気機械器具(携行が容易なものを除く。)
- 三 家具
- 四 書籍
- 五 有価証券
- 六 レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物

(2) 規制の対象について

以下の訪問購入については規制を適用しない。(法第58条の17)

- ▶ 訪問購入に係る規制のすべての規定が適用されない場合【全面適用除外】
 - ⇒ 消費者が営業のために又は営業として売買契約を締結する場合等(いわゆるBtoB取引)
- ▶ 事業者の氏名等の明示(第58条の5)、勧誘意思確認義務及び再勧誘の禁止(第58条の6第2項、第3項)以外の規定が適用されない場合【部分適用除外】
 - ⇒ ① 売買契約を締結することを請求した消費者に対して訪問購入を行う場合
 - ② 購入業者がその営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問購入

【参考】

《政令》第16条の3において、法第58条の17第2項第2号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とされている。

1. いわゆる「御用聞き」取引(店舗を有する購入業者が定期的に住居を巡回訪問し、物品の売買契約の申込み若しくは売買契約の締結の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う購入)
2. いわゆる「常連取引」(店舗を有する購入業者の場合は、当該訪問の日より前1年間に当該購入事業に関して取引が1回以上あった相手方との購入を指し、店舗を有さない購入業者の場合は、取引が2回以上あった相手方との購入を指す。)
3. 通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定める場合において、その売買契約の相手方が購入業者の営業所等以外の場所における取引を誘引することにより行われる購入

↓
《省令》令第16条の3第4号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

(3) 行為規制等について(勧誘関係)

購入業者の氏名等の明示(法第58条の5)

- ▶ 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方(売主たる消費者)に対し、
- ・ 購入業者の氏名又は名称、
 - ・ 売買契約の締結について勧誘をする目的である旨
 - ・ 当該勧誘に係る物品の種類
- を明らかにしなければならない。

第58条の5

○ 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならない。

なお、本条に違反した場合は、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(3) 行為規制等について(勧誘関係)

勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等(法第58条の6第1項)

- 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所で勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。

→単純な査定要請は、「売買契約の締結についての勧誘の要請」には当たらない。

勧誘意思の確認義務(法第58条の6第2項)

(売主たる消費者から売買契約の締結についての勧誘の要請や、その住居での契約申込み等の請求があった場合の規定)

- 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、売主たる消費者に対して勧誘を受けようとする意思があることを確認をしないで勧誘をしてはならない。

契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する再勧誘の禁止等

(法第58条の6第3項)

- 購入業者は訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を示した売主たる消費者に対しては、当該売買契約の締結について再勧誘をしてはならない。

第58条の6

- 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。(第1項)
- 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認をしないで勧誘をしてはならない。(第2項)
- 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。(第3項)

なお、本条に違反した場合は、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(3) 行為規制等について(勧誘関係)

不実告知等の禁止(法第58条の10)

- 購入業者が訪問購入に係る売買契約の契約について売主たる消費者を勧誘するに際し、不実のことを告げる行為(不実告知)、故意に事実を告げない行為(事実不告知)を禁止。
- 購入業者が、売主たる消費者に売買契約を締結させるため、威迫して困惑させることを禁止。

第58条の10

○ 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。(第1項)

- ・ 物品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項(第1号)
- ・ 物品の購入価格(第2号)
- ・ 物品の代金の支払の時期及び方法(第3号)
- ・ 物品の引渡時期及び引渡しの方法(第4号)
- ・ 当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項(第58条の14(契約の申込みの撤回等(クーリング・オフ))第1項から第5項までの規定に関する事項を含む。)(第5号)
- ・ 第58条の15の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項(第6号)
- ・ 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項(第7号)
- ・ 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第8号)

○ 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第1号から第6号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。(第2項)

○ 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。(第3項)

なお、本条に違反した場合は、懲役・罰金、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(3) 行為規制等について(勧誘関係)

その他消費者トラブルとなり得る勧誘行為の規制(法第58条の12)

- 購入業者が訪問購入に係る売買契約の契約について、売主たる消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行う、老人等の判断力不足に乗じて売買契約を締結する、又は顧客の知識及び経験に照らして不相当と認められる勧誘を行う等の場合、行政処分の対象となる。

第58条の12

○ 主務大臣は、購入業者が(略)次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・ 前2号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの(第3号)

【参考】省令

第54条 法第58条の12第3号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- ・ 訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、迷惑を覚えさせるような仕方で訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第58条の15の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。
- ・ 老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。
- ・ 顧客の知識及び経験に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。
- ・ 訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。
- ・ 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。

なお、本条に違反した場合は、罰金、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(3) 行為規制等について(書面交付義務)

書面交付義務(法第58条の7、第58条の8)

- 購入業者と売主たる消費者との間で、後日取引に関する紛争が生じることを防止するため、購入業者に契約内容を明確にした書面の交付を義務付ける。

※法第58条の7と第58条の8の差:それぞれ、購入業者から売主たる消費者に書面が交付される場面として売主たる消費者からの契約の申込み時(58条の7)と契約締結時(58条の8)がある。

第58条の7<申込み時>

○購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。(各号(略))

第58条の8<締結時>

○購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく(前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに)、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項(同条第5号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。(第1項)

○購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第1号及び第2号の事項並びに同条第5号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。(第2項)(現金取引時※)

※ 契約締結と同時に、消費者による物品の引渡しと、購入業者による代金の支払がされる取引。

なお、本条に違反した場合は、罰金、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(3) 行為規制等について(書面交付義務)

交付する書面に記載する事項等(法第58条の7、第58条の8)

▶物品の種類、購入価格等、契約内容を明確にする事項を、購入業者が売主たる消費者に交付する書面に記載する。

第58条の7 《一部再掲》

○購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。(第1項)

- ・物品の種類(第1号)
- ・物品の購入価格(第2号)
- ・物品の代金の支払の時期及び方法(第3号)
- ・物品の引渡時期及び引渡しの方法(第4号)
- ・第58条の14(契約の申込みの撤回等(クーリング・オフ))第1項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(同条第2項から第5項までの規定に関する事項を含む。)(第5号)
- ・第58条の15(物品の引渡しの拒絶)の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項(第6号)
- ・前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項(第7号)

【参考】省令 第47条～第50条において、書面に記載すべき事項等が定められている。

なお、本条に違反した場合は、罰金、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(3) 行為規制等について(引渡し拒絶関係)

物品の引渡しの拒絶に関する告知(法第58条の15、第58条の9)

- 売主たる消費者は、クーリング・オフが認められる8日間は、債務不履行に陥ることなく、購入業者に対し物品の引渡しを拒むことができる。
- 売主たる消費者が上記のことを明確に認識し、購入業者に物品を引き渡すか否かを判断する機会を確保するため、購入業者は物品の引渡しを受ける時点で売主たる消費者に対して、物品の引渡しを拒むことができる旨告げなければならない。

第58条の15

○申込者等である売買契約の相手方は、前条第1項ただし書に規定する場合を除き(クーリング・オフ期間中は)、引渡しの期日の定めがあるときにおいても、購入業者及びその承継人に対し、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができる。

第58条の9

○購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、第58条の14第1項ただし書に規定する場合を除き(クーリング・オフ期間中は)、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。

なお、本条に違反した場合は、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(3) 行為規制等について(引渡し拒絶関係)

物品の引渡しに係る行為規制(法第58条の10、第58条の12)

- 購入業者が、売主たる消費者から訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、不実のことを告げる行為(不実告知)、故意に事実を告げない行為(事実不告知)を禁止。
- 購入業者が、売主たる消費者から訪問購入契約に係る物品の引渡しを受けるため、威迫して困惑させることを禁止。
- 購入業者が、迷惑を覚えさせるような仕方、物品の引渡しを受ける又は物品の引渡し拒絶(法第58条の15の規定によるもの)を妨げる場合、行政処分の対象となる。
- 老人等の判断力不足に乗じて物品の引渡しをさせた場合、行政処分の対象となる。

第58条の10

- 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であって、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。(第4項)
- 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、人を威迫して困惑させてはならない。(第5項)

なお、本条に違反した場合は、懲役・罰金、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

【参考】省令<<再掲>>

第54条 法第58条の12第3号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- ・ 訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、迷惑を覚えさせるような仕方で訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第58条の15の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。
- ・ 老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。
- ・ 顧客の知識及び経験に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。
- ・ 訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。
- ・ 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。

(3) 行為規制等について(クーリング・オフの実効性担保)

第三者への物品の引渡しについての消費者に対する通知(法第58条の11)

(売主たる消費者がクーリング・オフ期間内に、購入業者に対し任意に物品を引き渡した場合の規定)

➤ 売主たる消費者から物品の引渡しを受けた購入業者は、クーリング・オフ期間内に第三者に物品を引き渡したときは、売主たる消費者に次の事項を通知しなければならない。

⇒①第三者に物品を引き渡した旨

②引渡しに関する事項として主務省令で定める事項

※通知方法は口頭、書面等いずれでも良いが、規定の事項を、売主たる消費者へ遅滞無く的確に伝えること。

第58条の11

○購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引き渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、第58条の14第1項ただし書に規定する場合(クーリング・オフ期間が終了した場合)を除き、その旨及びその引渡しに関する事項として主務省令で定める事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない。

なお、本条に違反した場合は、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

【参考】省令

第52条 法第58条の11の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- ・ 第三者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・ 物品を第三者に引き渡した年月日
- ・ 物品の種類
- ・ 物品名
- ・ 物品の特徴
- ・ 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- ・ その他売買契約の相手方が第三者への物品の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項

(3) 行為規制等について(クーリング・オフの実効性担保)

物品の引渡しを受ける第三者に対する通知(法第58条の11の2)

(売主たる消費者がクーリング・オフ期間内に、購入業者に対し任意に物品を引き渡した場合の規定)

➤ 売主たる消費者から物品の引渡しを受けた購入業者は、クーリング・オフ期間内に第三者に物品を引き渡したときは、第三者に対し次の事項を書面にて通知しなければならない。

⇒①当該物品の売買契約がクーリング・オフされた旨

②当該物品の売買契約がクーリング・オフされる可能性がある旨

通知書面の様式は省令で定めるものを使用のこと。

第58条の11の2

○購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第58条の14第1項ただし書に規定する場合(クーリング・オフ期間が終了した場合)以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、同項の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除されることがある旨を、その第三者に通知しなければならない。

なお、本条に違反した場合は、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

【参考】省令

第53条 法第58条の11の2の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2 前項の書面には、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ・ 第三者に引き渡した物品は、法第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から引渡しを受けた物品であること。
- ・ 第四号の年月日から起算して八日を経過するまでは、当該契約の相手方は当該売買契約の解除を行うことができること。
- ・ 当該契約の相手方が、次号の年月日に法第58条の7又は法第58条の8の書面を受領していなかった場合及び購入業者が法第58条の10第1項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかった場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができること。
- ・ 購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八の書面を交付した年月日(その年月日前に法第五十八条の七の書面を交付した場合は、その書面を交付した年月 日)
- ・ 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人の場合は代表者の氏名
- ・ 物品を第三者に引き渡す年月日、物品の種類、物品名、物品の特徴
- ・ 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名、販売者名又は型式

(3) 行為規制等について(契約解除(クーリング・オフ含む)の妨害禁止)

契約の申込みの撤回又は解除の妨害禁止(法第58条の10、58条の12)

- 購入業者が、売主たる消費者が売買契約の申込みの撤回又は解除するのを妨げるため、不実のことを告げる行為(不実告知)を禁止。また、故意に事実を告げない行為(事実不告知)を行政処分等の対象とする。
- 購入業者が、売主たる消費者が売買契約の申込みの撤回又は解除するのを妨げるため、威迫して困惑させることを禁止。

第58条の10《再掲》

○購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。(第1項)

- ・物品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項(第1号)
- ・物品の購入価格(第2号)
- ・物品の代金の支払の時期及び方法(第3号)
- ・物品の引渡時期及び引渡しの方法(第4号)
- ・当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項(第58条の14(契約の申込みの撤回等(クーリング・オフ))第1項から第5項までの規定に関する事項を含む。)(第5号)
- ・第58条の15(物品の引渡しの拒絶)の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項(第6号)
- ・顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項(第7号)
- ・前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であって、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第8号)

○購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。(第3項)

なお、本条に違反した場合は、懲役・罰金、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(3) 行為規制等について(契約解除(クーリング・オフ含む)の妨害禁止)

契約の申込みの撤回又は解除の妨害禁止(法第58条の10、58条の12)

- 購入業者が、迷惑を覚えさせるような仕方
で売買契約の解除等を妨げることを行政
処分の対象とする。

第58条の12《再掲》

○主務大臣は、(略)次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であって、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第58条の10第1項第1号から第6号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。(第2号)
- ・前2号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であって、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの(第3号)

なお、本条に違反した場合は、罰金、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

【参考】省令《再掲》

第54条 法第58条の12第3号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- ・訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方
で勧誘をし、迷惑を覚えさせるような仕方
で訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第58条の15の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方
でこれを妨げること。

(略)

(3) 行為規制等について(その他)

契約締結及び解除によって生ずる債務の履行確保(法第58条の12)

第58条の12 《再掲》

○主務大臣は、購入業者が第58条の5(訪問購入における氏名等の明示)から前条(第58条の11(第三者への物品の引渡しについての通知))までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。(第1号)

なお、本条に違反した場合は、罰金、行政処分(指示、業務停止)の対象となる。

(4) 民事規定について(クーリング・オフ)

クーリング・オフ(法第58条の14)

- 訪問購入に係る売買契約の申し込みや締結が行われた場合であっても、法定書面を受領した日から起算して8日以内であれば、当該売主たる消費者(申込者等)は書面により申し込みの撤回や契約の解除ができる(クーリング・オフ)。
 - ⇒ 物品の引渡しの拒絶についてはP. 15、P. 24を参照。
- クーリング・オフは、売主たる消費者が購入業者に対し書面を発した時に効力が生じる。
- 売主たる消費者は、転売等により購入業者から物品の引渡しを受けた第三者に対してクーリング・オフによる契約の解除をもって当該物品の所有権を主張できる(引渡しを受けた物品がクーリング・オフの対象になり得ること、又はすでに元々の持ち主がクーリング・オフを行っていることについて第三者が善意・無過失である場合を除く)。
 - ⇒ 第三者への物品の引渡しについての通知についてはP18を参照。
- 売主たる消費者がクーリング・オフをした場合、購入業者は損害賠償又は違約金を請求することができない。
- 売主たる消費者がクーリング・オフをした場合で、売主たる消費者がその契約に係る代金の支払を既に受けているときも、その代金の返還に要する費用や利息は、購入業者の負担となる。
- 購入業者と消費者との間で結ばれた特約であっても、上記事項に反して売主たる消費者に不利なものは、無効となる。

(4) 民事規定について(クーリング・オフ)

クーリング・オフ(法第58条の14)

第58条の14

- 購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。)におけるその売買契約の相手方(以下この条及び次条(第58条の15(物品の引渡し拒絶))において「申込者等」という。)は、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等が第58条の8(契約書面の交付)の書面を受領した日(その日前に第58条の7(申込み書面の交付)の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日)から起算して8日を経過した場合※においては、この限りでない。(第1項)
- 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。(第2項)
- 申込者等である売買契約の相手方は、クーリング・オフをもって、第三者に対抗することができる。ただし、第三者が善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでない。(第3項)
- クーリング・オフを行った場合は、購入業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。(第4項)
- クーリング・オフを行った場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は、購入業者の負担とする。(第5項)
- 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。(第6項)

※申込者等が、購入業者が第58条の10(禁止行為)第1項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合であって、当該購入業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨が記載された書面を受領した日から起算して8日を経過した場合も含む。

(4) 民事規定について(引渡しの拒絶)

売主たる消費者による物品の引渡しの拒絶(法第58条の15)

- 売主たる消費者は、クーリング・オフが認められる8日間は、債務不履行に陥ることなく、購入業者に対し物品の引渡しを拒むことができる。

第58条の15 ≪再掲≫

○申込者等である売買契約の相手方は、前条第1項ただし書に規定する場合を除き(クーリング・オフ期間中は)、引渡しの期日の定めがあるときにおいても、購入業者及びその承継人に対し、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができる。

(4) 民事規定について(損害賠償等の額の制限)

契約の解除等(クーリング・オフを除く)に伴う損害賠償等の額の制限(法第58条の16)

▶ 売主たる消費者が訪問購入に係る売買契約を解除(クーリング・オフを除く)したときや債務を履行しなかった場合において、購入業者が売主たる消費者に請求することができる損害賠償等の額の上限を定める。

第58条の16

○ 購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。(第1項)

- ・ 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払後である場合 当該代金に相当する額及びその利息(第1号)
- ・ 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額(第2号)

○ 購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約についての物品の引渡しの義務が履行されない場合(売買契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。(第2項)

- ・ 履行期限後に当該物品が引き渡された場合 当該物品の通常の使用料の額(当該物品の購入価格に相当する額から当該物品の引渡しの時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額)(第1号)
- ・ 当該物品が引き渡されない場合 当該物品の購入価格に相当する額(第2号)

(5) 担保規定について(行政処分)

行政処分～指示(法第58条の12)～

- 主務大臣は、訪問購入に係る取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

《指示の対象》

訪問購入に係る取引の公正及び売主たる消費者の利益が害されるおそれがある違反行為をした者。

第58条の12《再掲》

○主務大臣は、購入業者が第58条の5（訪問購入における氏名等の明示）から前条（第58条の11（第三者への物品の引渡しについての通知））までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。（第1号）
- ・訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第58条の10第1項第1号から第6号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。（第2号）
- ・前2号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（第3号）

(5) 担保規定について(行政処分)

行政処分～業務停止命令(法第58条の13)～

➤訪問購入に係る取引の公正及び消費者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が指示に従わないときは、その購入業者に対し、訪問購入に関する業務の停止を命令することができる(1年以内の期間に限る)。

《業務停止命令の対象》

- 訪問購入に係る取引の公正及び売主たる消費者の利益が著しく害されるおそれがある違反行為をした者。
- 指示に違反した者。

第58条の13

○主務大臣は、購入業者が第58条の5(訪問購入における氏名等の明示)から第58条の11の2(物品の引渡しを受ける第三者に対する通知)までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同条の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、1年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。(第1項)

○主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。(第2項)

(5) 担保規定について(罰則)

罰則(法第70条、第70条の2、第72条、第74条)

- ▶ 不実告知、事実不告知、威迫・困惑 ⇒ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又は併科
- ▶ 業務停止命令違反 ⇒ 2年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又は併科
- ▶ 書面交付義務違反、指示違反 ⇒ 100万円以下の罰金
- ※違反行為者本人だけでなく、監督責任のある法人や人にも罰金刑を科することができるもの。(両罰規定)
- ▶ 業務停止命令違反 ⇒ 3億円以下の罰金(対法人)、300万円以下の罰金(対人)
- ▶ 不実告知、事実不告知、威迫・困惑 ⇒ 300万円以下の罰金(対法人・人)
- ▶ 書面交付義務違反、指示違反 ⇒ 100万円以下の罰金(対法人・人)

○第70条

第6条第1項から第3項まで、第21条、第34条第1項から第3項まで、第44条、第52条第1項若しくは第2項又は第58条の10(禁止行為)の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○第70条の2

第8条第1項、第15条第1項若しくは第2項、第23条第1項、第39条第1項から第4項まで、第47条第1項、第57条第1項若しくは第2項又は第58条の13(業務の停止等)第1項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○第72条

次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- ・第4条、第5条、第18条、第19条、第42条、第58条の7(訪問購入における書面の交付)又は第58条の8(訪問購入における書面の交付)の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者(第1号)
- ・第7条、第14条、第23条、第38条、第46条、第56条又は第58条の12(指示)の規定による指示に違反した者(第2号)

○第74条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- ・第70条の2 3億円以下の罰金刑(第1号)
- ・第70条又は第70条の3から前条まで 各本条の罰金刑(第2号)

(6) その他の規定について

差止めに係る消費者団体訴訟制度の適用(法第58条の24)

▶消費者契約法に定められた「消費者団体訴訟制度」について、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入を追加。

適格消費者団体は、購入業者が、不特定かつ多数の者に対して、

✓不実告知、事実不告知、威迫して困惑させる行為

(勧誘に係るもの、物品の引渡しに係るもの、解約妨害に係るもの。)

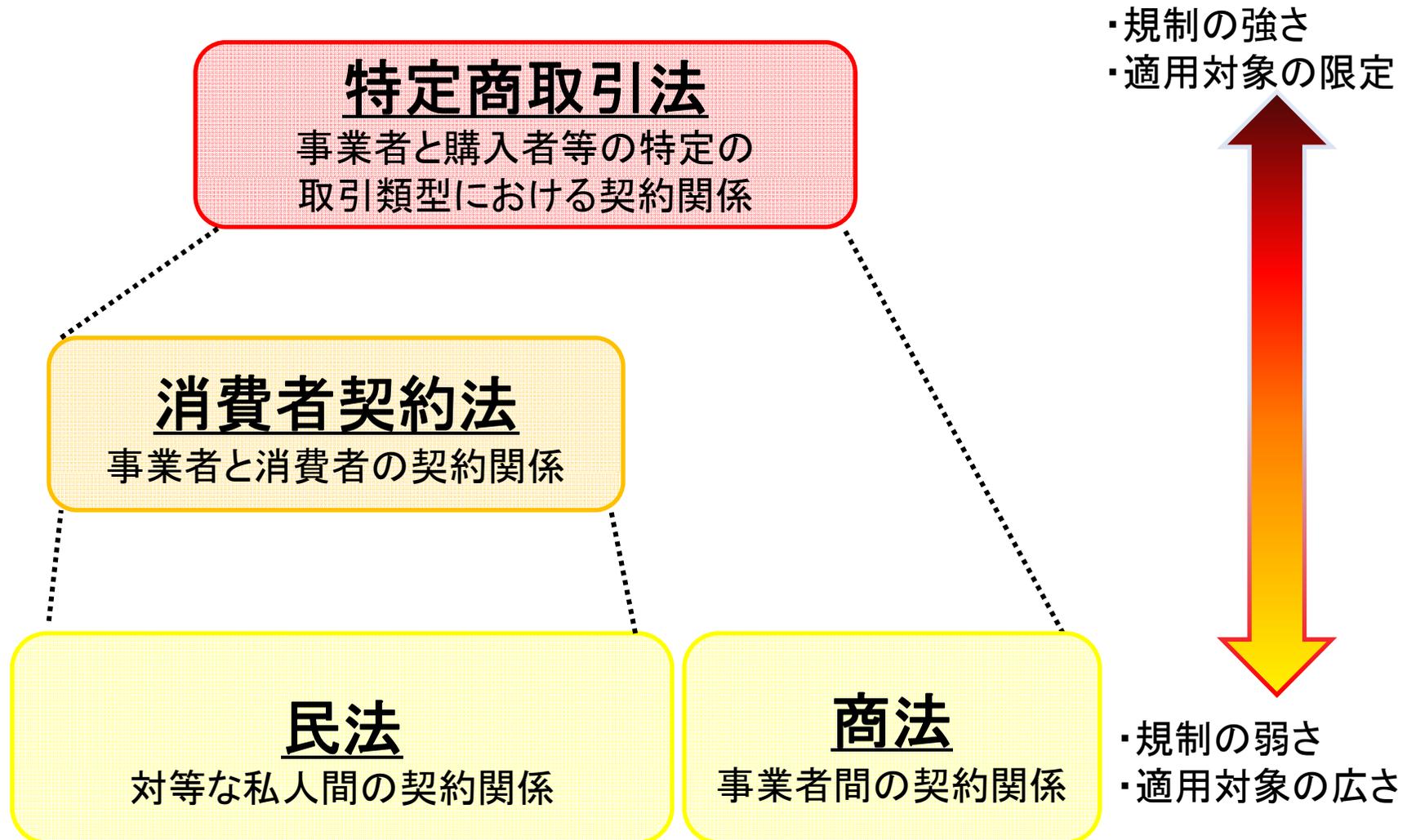
✓次に掲げる特約を含む売買契約の申込み等

・クーリング・オフに係る規定に反し、消費者に不利となる特約。

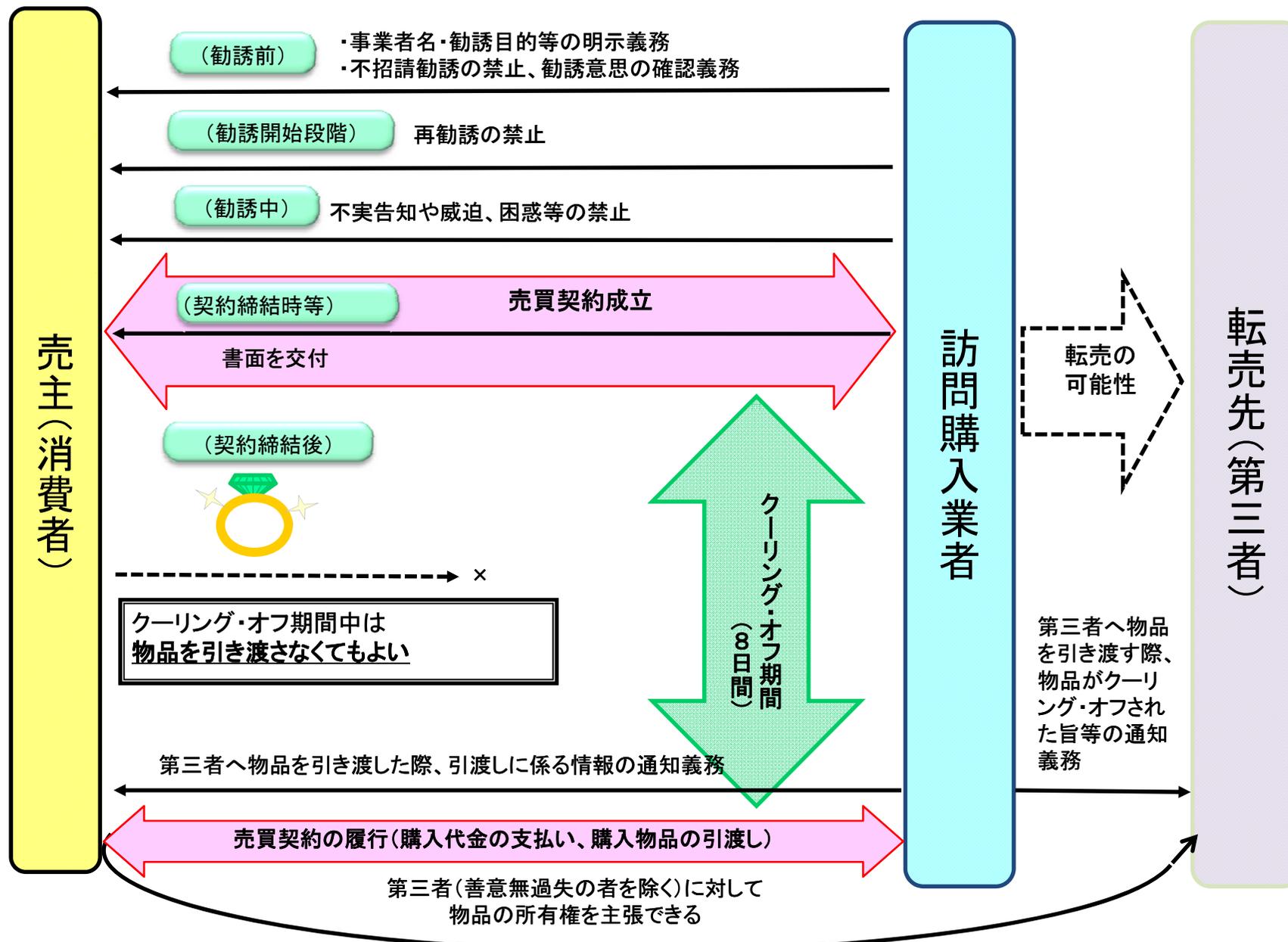
・契約の解除等によって購入業者が消費者に対して請求する損害賠償等の額を法定額を超えたものとする特約。

を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の停止又は予防に必要な措置をとること等を請求することができる。

実際に起きやすい消費者トラブルを防止するため、特定の商取引、特定の当事者に限定。
特商法の類型に該当しない場合は、原則に戻り、消費者契約法、民商法の規定による。



典型的な取引の流れのイメージ(勧誘からクーリング・オフ期間中まで)





改正法の資料については
下記をご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/trade/index.html>

【消費者庁HP】